

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という）の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害への対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民等の生命、身体並びに財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、三条市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」、「原子力災害対策指針」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいて作成したものである。

3 関連計画との連携

この計画は、「三条市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「三条市地域防災計画（震災対策編、風水害等対策編、資料編）」によるものとする。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

なお、この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに、災害対策基本法第42条第5項により、その要旨を公表するものとする。

5 計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進体制を整えるものとする。

第2節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針及び災害の想定

1 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

2 計画の基礎とすべき災害の想定

計画の基礎とすべき災害は、発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。

(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、ブルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。

したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

ア 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。

イ 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるできないこと。

ウ 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。

エ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。

オ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の避難等・屋内退避、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携して対応する必要がある。

第3節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

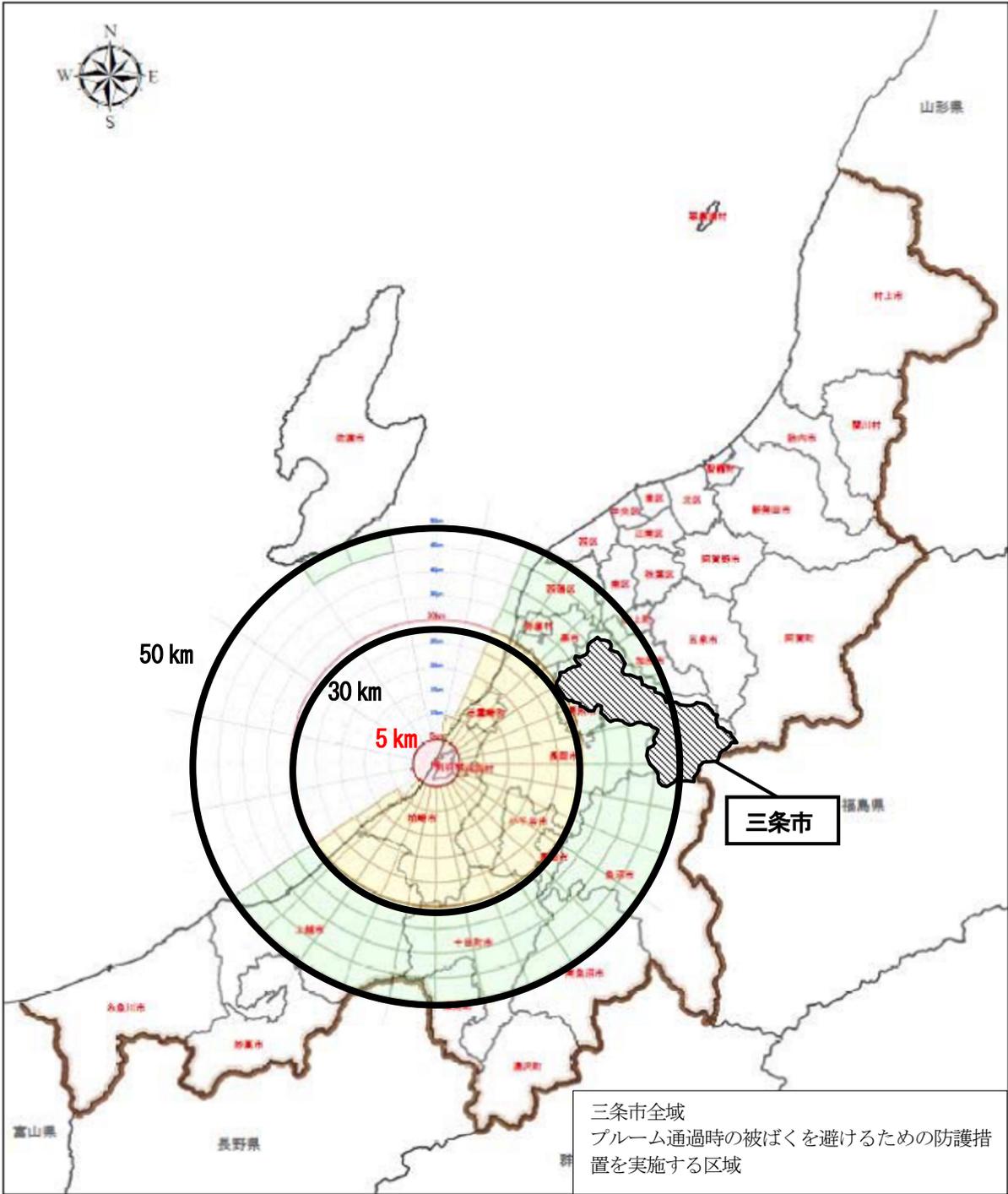
三条市において原子力対策を実施すべき地域の範囲は、市内全域とし、原子力災害対策にあたっては、放射性プルーム（以下「プルーム」とする）通過時の被ばくを避けるための防護措置対応を基本としつつ、緊急時モニタリングの結果等から避難等の対応が必要な場合の緊急時防護措置についても備えるものとする。

[参考]

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を県内全域とし、発電所の中心からの距離等に応じて区域等を区分している。

区域・地域名	発電所からの距離（目安）	基本の対応
予防的防護措置を準備する区域 （PAZ： Precautionary Action Zone） ※ 県計画では、「即時避難区域」と 標記）	半径おおむね5km	発電所からのプルーム放出前に 避難が実施できるよう準備する区 域とし、あらかじめ定められる発電 所における全面緊急事態等の発生 時には、直ちに避難を実施する。避 難は、PAZ外への避難を最優先に行 う必要があるが、当初から半径概ね 30km圏外への避難を実施する。
緊急防護措置を準備する区域 （UPZ： Urgent Protective Action Planning Zone） ※ 県計画では、「避難準備区域」と 標記）	半径おおむね5km～30km	基本的には、計測可能な判断基準 に基づく避難や屋内退避の準備を 進める区域とし、緊急時モニタリ ングの結果、発電所の状況、より発電 所に近い地域の放射線量、風向き等 の気象状況等に基づき必要な場合 は、半径概ね30km圏外への避難 又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の 服用をできる限り速やかに実施す る。
放射線量監視地域 ※ 県計画において定めたもの	UPZ外の県内全域 半径30km～	UPZ外の県内全域については、安 定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあ らかじめ策定する地域とする。 また、広域的な環境放射線モニタ リングを実施するほか、必要に応じ て、飲食物の汚染状況調査等を行 い、その結果に基づき、屋内退避や 飲食物の摂取制限を実施する。

三条市における原子力防災対策を実施すべき地域の範囲



第4節 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

1 情報収集事態

柏崎市又は刈羽村及びその周辺（柏崎市又は刈羽村の震度が発表されない場合は近傍の市町村の震度を用いる。）において、震度5弱以上の地震が発生した段階、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された段階

2 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

※原子力災害対策指針において、以下のとおり定められている。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的措置を実施すべき者として次に掲げるものをいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

4 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民等の責務

(1) 三条市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、三条市の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、新潟県、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、原子力災害から新潟県の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、原子力災害から三条市の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を執る。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民等（住民・企業等）

住民、企業等は、日ごろから災害発生時に備え、市、県その他防災関係機関の実施する防災活動に参加、協力するとともに、「自らの身の安全は自分で守る」、「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」という自助、共助の認識の下に、積極的に自主防災活動を行うものとする。

2 各機関の事務又は業務の大綱

原子力災害に関し、市、県並びに三条市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて三条市の地域に係る原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、三条市地域防災計画（風水害等対策編）及び同（震災対策編）「第1章第2節2各機関の事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。なお三条市地域防災計画に記載のない機関等については、新潟県地域防災計画を参照。

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
三 条 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること。 2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること。 3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 4 事故状況の把握及び連絡に関すること。 5 市原子力災害対策本部等の設置・廃止に関すること。 6 住民等に対する広報に関すること。 7 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること。 8 環境放射線モニタリングに関すること。 9 住民等の屋内退避、避難に関すること。 10 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること。 11 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること。 12 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。 13 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。 14 市道の通行確保に関すること。 15 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。 16 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。 17 防災業務関係者の被ばく管理に関すること。 18 汚染物質の除去及び除染に関すること。 19 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること。 20 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。 21 風評被害等の影響の軽減に関すること。 22 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること。 23 心身の健康相談に関すること。 24 児童、生徒の屋内退避及び避難に関すること。 25 学校施設の屋内退避、避難施設としての使用協力に関すること。 26 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。
三条市消防本部 三条市消防署 三条市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等の屋内退避、避難の誘導に関すること。 2 消防活動の実施に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>新潟県</p> <p>(教育庁)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること。 2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること。 3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。 4 通信連絡網の整備に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること。 8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という）の整備及び維持に関すること。 9 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること。 10 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること。 11 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること。 12 環境放射線モニタリングに関すること。 13 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。 14 緊急被ばく医療措置に関すること。 15 飲食物の摂取制限等に関すること。 16 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。 17 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。 18 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。 19 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。 20 防災業務関係者の被ばく管理に関すること。 21 汚染物質の除去及び除染に関すること。 22 各種制限措置の解除に関すること。 23 市の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。 24 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること。 25 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関すること。 26 風評被害等の軽減に関すること。 27 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること。 28 物価の監視に関すること。 29 心身の健康相談に関すること。 30 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。 31 児童、生徒の屋内退避及び避難に関すること 32 学校施設の屋内退避、避難施設としての使用協力に関すること。
<p>新潟県警察本部 (三条警察署)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること。 2 防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること。 3 交通規制、緊急交通路の確保に関すること

原子力事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京電力ホールディングス株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 9 汚染物質の除去等に関すること。

第6節 用語の解説

この計画における主な用語の解説は、次のとおりとする。

1 住民等

市内に居住する人（外国人居住者を含む。）、旅行や仕事などで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内のすべての人のことをいう。

2 災害時要援護者

災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等をいう。

3 安定ヨウ素剤

放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす恐れがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。

4 甲状腺

前頸部に位置しちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝を促す内分泌器官のこと。

5 スクリーニング

原子力災害が起きた場合、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。

6 環境放射線モニタリング

原子力施設周辺の安全確認のため、放射線を定期的、連続的に監視、測定し評価すること。

緊急時に発電所周辺地域において重点的に実施される環境放射線モニタリングのことを、「緊急時環境放射線モニタリング」（又は、「緊急時モニタリング」）と呼ぶ。

7 モニタリングポスト

放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。

（据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）

8 屋内退避

放射性物質の放出があった場合、放射線による被ばくを避けるため、一時的に自宅等の屋内に留まること。

9 警戒事象

原災法第10条第1項に基づく通報事象（特定事象）には至っていないが、その可能性がある事故・故障若しくはそれに準ずる事故・故障であって、規制庁が警戒事象と判断する事象又は自然災害（立地市町村における震度5弱以上の地震、立地都道府県における震度6弱以上の地震及び大津波警報等）をいう。

10 特定事象

原災法第10条第1項に規定する次の異常事象のこと。

- (1) 原子力発電所の境界付近で5マイクロシーベルト／時の放射線量率が検出された場合
当該数値が1地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が十分間未満であるときに限る）、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。
- (2) 排気筒等の通常放出場所で5マイクロシーベルト／時の放射線量率に相当する放射性物質が検出された場合
- (3) 管理区域以外の場所で、50マイクロシーベルト／時の放射線量率又は5マイクロシーベルト／時の放射線量率に相当する放射性物質を検出した場合
- (4) 輸送容器から1m離れた地点で100マイクロシーベルト／時の放射線量率を検出した場合
- (5) 実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則で定める場合

11 安全協定

原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。

（県内の事例）

- 新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和58年10月28日締結）
- 28市町村（柏崎市・刈羽村を除く）・東京電力（平成25年1月9日締結）

12 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第1項に規定する事象が発生した場合、同条第2項により内閣総理大臣が発する次の内容の緊急事態宣言のこと。

- (1) 原子力緊急事態が発生した旨
- (2) 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- (3) 原子力緊急事態の概要
- (4) 緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者などに対して周知させるべき事項

13 原子力規制委員会

原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、これらを実施する事務を一元的につかさどる行政機関。平成 24 年に公布された原子力規制委員会設置法により、同年 9 月に発足。環境省の外局であり、専門的知見に基づいて中立公正な立場で独立して職権を行使するものとして設置されたもの。「原子力安全・保安院」の後身

14 緊急事態応急対策拠点施設（原子力防災センター：オフサイトセンター（OFC））

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、発電所立地市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。（柏崎刈羽原子力防災センター（オフサイトセンター）は柏崎地域振興局となりに位置する。）

15 原子力被災者生活支援チーム

国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

16 放射性プルーム

原発事故などにより飛散した微細な放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等）を含み、大気に乗って流れていく雲のような空気の一团をいう。

17 EAL (Emergency Action Level (緊急時活動レベル))

原子力施設の異常状態に応じて、国が予め決定した緊急事態の区分に照らし合わせて、事業者が緊急時の活動（避難等防護措置を準備する活動、PAZ 内の人を防護する活動＝即時避難など）を決定するための判断基準。

原子力災害対策指針では、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の 3 段階に区分されている。

18 OIL (Operational Intervention Level (運用上の介入レベル))

放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護措置を行うための判断基準。

19 マイクロシーベルト／時 ($\mu\text{Sv/h}$)

「シーベルト (Sv)」とは、放射線の量を表す単位で、人体等が放射線を受けたときの影響の度合いを表す。「シーベルト／時 (Sv/h)」は、1 時間あたりの放射線量率の単位。

※ $1\text{Sv} = 1,000\text{mSv}$ (ミリシーベルト) $= 1,000,000\ \mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト) となる。